

委第3号議案

つくば市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年6月25日

提出者 議会運営委員長 小野 泰 宏

つくば市議会会議規則の一部を改正する規則

つくば市議会会議規則（昭和62年つくば市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

欠席事由の例示を明文化し、出産については、産前・産後の期間にも配慮した規定とするため、改正を行う。

つくば市議会会議規則（昭和62年つくば市議会規則第1号）新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>第1条（略） （欠席、遅刻又は早退の届出）</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため欠席し、遅刻し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>第3条（以下略）</p> | <p>第1条（略） （欠席、遅刻又は早退の届出）</p> <p>第2条 議員は、<u>事故</u>のため欠席し、遅刻し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて</u>、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> <p>第3条（以下略）</p> |